国立歴史民俗博物館研究報告　第160集　2010年12月

# 藤原京の条坊施工年代再論

Reexamination of the Year of the Construction of Jobo of Fujiwara-kyo

林部 均

HAYASHIBE Hitoshi

はじめに
❶これまでの研究と問題点
❷藤原京の条坊施工年代再論
❸条坊の施工年代と藤原京の造営過程
❹大宝令と藤原京
おわりに

[論文要旨]

藤原京は，わが国はじめての条坊制を導入した都城といわれている。そして，その造営にあたっては,複雑な経過があったことが,『日本書紀』の記述や近年の発掘調査から明らかとなりつつある。ここでは，条坊制のもっとも基本となる要素である条坊がいつ施工されたのかについて，具体的な発掘調査をもとに検討を加えた。

その結果，もっとも遡る条坊施工から，もっとも新しい条坊施工まで20～30年の年代幅があることが明らかとなった。もっとも遡る条坊施工は，天武5年（676）の天武による「新城」の造営に対応することは問題ないとして，もっとも新しく施工された条坊がどういった性格のものであるのかをあらためて検討した。それは，もっとも新しく施工された条坊の施工年代が，明らかに藤原宮期まで下がるからである。

この事実について，藤原京は大きな都城であるから単なる造営段階の工程差とも解釈は可能であろう。しかし，ここでは，あらためて藤原京の造営過程，そして，発掘調査で確認される実態としての藤原京を検討していくなかで，大宝元年（701）に制定・公布された大宝令による改作・再整備の可能性を指摘した。それは，もともと王宮・王都のかたちには，その時々の支配システムが如実に反映されているという考古学からの王宮・王都研究の基本原則にもとづく。この原則にたつかぎり，藤原京は天武・持統朝の造営であり，持統3年（689）に班賜された浄御原令の政治形態を反映した都とみなくてはならない。そして，大宝元年の大宝令の制定・公布により，もともとから存在する藤原京と新しい法令との間に齟齬が生じることとなり，その対応策として，改作・再整備がおこなわれたと考えた。また，『続日本紀』慶雲元年（704）の記事も，そのような文脈の中においてはじめて解釈が可能ではないかと考えた。

いずれにしても，これまでの藤原京の研究は，大宝令を前提に，その京域などの研究が進められてきた。しかし，藤原京の造営は，それを遡ることは確実であり，その前提こそ見直さなければならないのではないかと問題提起をおこなった。

【キーワード】藤原京，条坊制都城，条坊施工，「新益京」，大宝律令

# はじめに

藤原京は，持統がその８年（694）に飛鳥浄御原宮から遷都した都である。日本ではじめて条坊制を導入した都といわれる。しかし，その造営にあたっては紆余曲折があったことが明らかとなっている。また，その京域についても，東西十坊，南北十条説が有力となりつつあるが，解決しなくてはならない様々な問題点が残されている。藤原京で条坊制が導入されたのは事実であり，それ以前の王宮・王都とは異なり，藤原京が画期的なものであったことは否めない。しかし，藤原京の，その実態を含めた歴史的な評価については，いまだ再検討の余地を残されていると考える。

そこで，本稿では条坊制の基本となる条坊が施工された年代について，近年の発掘調査の成果をもとに検討を加える。そして，条坊が施工された年代を明らかにし，その事実をもとに，藤原京の歴史的な評価について新たな問題点を提示してみたい。

なお，私はかつて藤原京の条坊の施工年代について検討を加えたことがある[(1)]。そこでは，藤原京において条坊の施工がどこまで遡るのかということに視点をおいて分析を加えた（以下，前稿と呼ぶ）。そこで，本稿では，その分析方法を整理するなかで，条坊施工がどこまで遡るのかということを再確認する。そのうえで，こんどは条坊施工がいつ頃まで年代的に下がりうるのか（新しくなるのか）という視点から，あらためて発掘調査の成果を分析してみたい。そして，藤原京の条坊がいっきに施工されたものではないことを明らかにする。そのうえで，この条坊施工の年代差の意味するところについて私見を述べてみたいと思う。

## ❶……………これまでの研究と問題点

ここでは，藤原京の条坊の施工年代を検討するにあたって，発掘調査で出土する土器資料を使う。飛鳥・藤原地域で出土する土器については，すでに詳細な編年研究がなされており[(2)]，遺構の年代を決定するのにもっとも適切と考えるからである。

ところで，考古学では，通常，遺構の年代は，そこから出土した土器の年代によって検討されることが多い。その方法そのものが誤りではないが，問題がないわけではない。すなわち，遺構から出土する土器は，古墳などの墓への埋納や地鎮といった行為にともなう特別な場合をのぞいて，遺構の廃絶にともなうものであり，遺構の廃絶した年代しか示さない。遺構の形成された年代から廃絶までに，ある程度の年代幅が見込まれる場合は，遺構が形成された年代を見極めることは，遺構の性格も踏まえて慎重な検討を必要とする。

また，遺構にともなって出土する土器には，廃絶時のものだけではなく，遺構が形成される以前の様々な時期の土器が混じる可能性がある。とくに古い時代の遺構と共存している場合には，古い時代の土器が，混入することも十分にありうることである。そこで，厳密な意味で遺構から出土した土器からは，その土器が示す年代以降に，その遺構がつくられた（廃絶した）としか言えないのである。

そこで，重要となるのが，遺構の検出状況や，遺物の出土状況の詳細な検討である。ある遺構が，

別の遺構によって壊されている場合，新しい遺構から出土した土器の年代は，古い遺構の年代を決める重要な指標となる。その遺構の年代は，新しい遺構の年代より新しくなることはないからである。また，古い遺構を壊して遺構がつくられている場合は，古い遺構から出土する土器の中でもっとも新しい年代を示す土器の年代よりも古くなることはない。このように遺構の切り合いを含めた検出状況は，遺構の年代を検討する場合，きわめて重要な意味をもつ。

さらに，出土状況では，大量に一括して廃棄された状況で出土した場合は，その土器の年代は，遺構の廃絶年代に近い。しかし，わずかに土器が出土するだけであれば，その遺構と遺物とのかかわりが十分明らかではないので，その遺構の年代についても様々な可能性が考えられるようになる。いずれにしても，遺構から出土した土器で，その年代を決めていく場合は，このような検出状況や出土状況も合わせて検討して，総合的に判断をしていかなくてはならない。

それでは，このような出土土器資料のもつ特性を踏まえて，どのような分析が可能であろうか。ところで，藤原宮では，藤原宮期に先行して条坊が施工されていた。宮内先行条坊という。宮内先行条坊は，藤原宮が機能していた時期には，基本的には埋め立てられていたと考えられるので，その廃絶年代はおさえることができる(3)。そこから出土した土器は，当然のことながら，藤原宮の廃絶にともなう遺構から出土する土器よりは，確実に型式学的に古い。藤原宮の廃絶にともなう土器は，飛鳥・藤原地域の土器編年では飛鳥Ⅴ（710年前後）と呼ばれるものであるが，宮内先行条坊の廃棄・廃絶にともなう土器は飛鳥Ⅳ（690年前後）と呼ばれている土器群である。

それでは，その施工はいつまで遡るか。前稿では，この課題に対して，宮内先行条坊の存在に規制された，すなわち同時併存した可能性が高い遺構から出土する土器群を取り上げて，それが宮内先行条坊の廃絶にともなう土器群から，どれだけ型式学的な距離をもつのか（古くなるのか）を検討することによって，宮内先行条坊の施工された年代について検討を加えた。また，宮内先行条坊と同時に存在した建物群にも1回程度の建て替えが認められ，その年代幅から宮内先行条坊の施工年代を推定した。宮内先行条坊と共存した建物の柱穴や井戸などから出土する土器は，飛鳥Ⅳと呼ばれるものが大半であり，なかなか厳密には，条坊の施工年代を抽出することはできなかったが，その中に，飛鳥Ⅳを型式学的にさらに遡る飛鳥Ⅲの新段階（670～680年代）の土器群が出土する遺構が存在することが確認できたので，飛鳥Ⅲの新段階には宮内先行条坊が施工されていた可能性を考えた。

いっぽう，藤原宮の周囲（宮外）での条坊施工の年代は，宮内のように確実に下限となる年代をおさえることができる資料が少なく，さらに困難をきわめたが，『日本書紀』や『続日本紀』，『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』などの文献史料によって，その造営年代をおさえることができる薬師寺や大官大寺などの下層から検出される遺構から出土する土器を手かがかりに分析を加えた。そこでも，薬師寺の下層から検出された先行条坊からは飛鳥Ⅳに位置づけられる土器群が出土し，大官大寺の下層からは飛鳥Ⅲの新段階の土器が出土していた。そこで，宮外においても，飛鳥Ⅲの新段階まで条坊施工が遡りうる可能性を考えた。

前稿においては，このような迂遠ともいえるような分析を組み立て，少ない出土土器資料を駆使して条坊の施工年代を検討した。もとより，藤原京のような大規模な王都の場合，その造営は，いっきに進められたかどうかは定かではない。条坊の施工に年代差があった可能性もある。宮内先行条

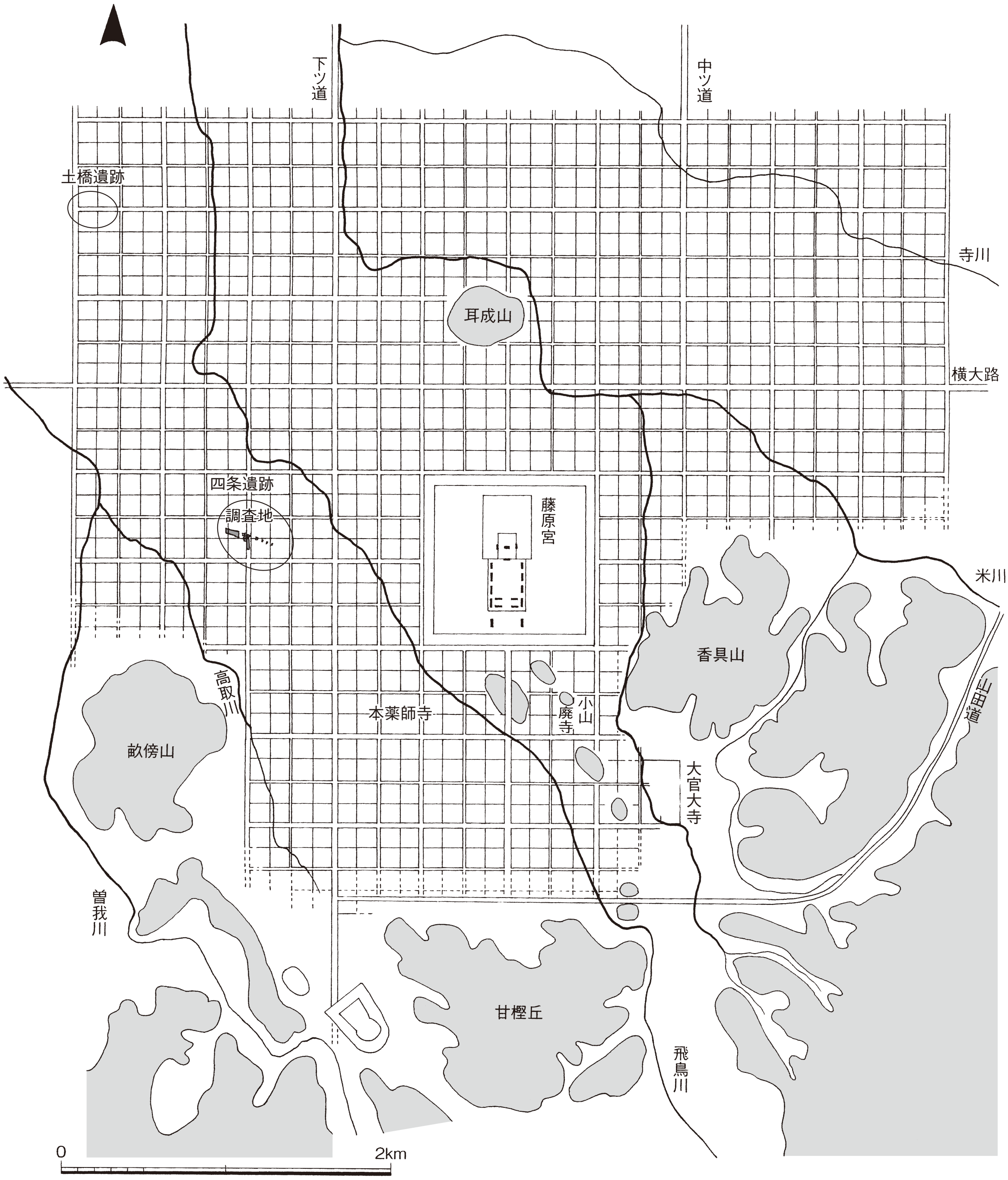
下ツ道
中ツ道
土橋遺跡
寺川
耳成山
横大路
四条遺跡
調査地
藤原宮
米川
香具山
高取川
山田道
本薬師寺
小山廃寺
畝傍山
大官大寺
曽我川
甘樫丘
飛鳥川
0
2km

**図1　藤原京の条坊復原**

坊や寺院といった，ある程度，その造営年代（下限となる年代）がおさえられる少ない資料から導かれた成果にどれだけの普遍性をもたすことが可能かということも定かではない。しかし，前稿で示した条坊の施工年代は，発掘調査で検出された遺構，遺物について，その特性を踏まえたうえでの分析結果であり，現段階において，その開始年代を限定するという意味で，この年代のもつ意味は大きいと考える。

そこで，本稿では，近年，報告書が刊行された資料を用いて，その検出遺構と出土土器を詳細に分析することによって，あらためて藤原京の条坊施工年代について考えてみたい。

ここで紹介する遺構，遺物については，あらためて詳しく述べるが，この資料についても，分析にあたっては，ここまで述べてきた様々な土器資料のもつ特性を考慮する必要があることは言うまでもない。また，この資料については，前稿で使ったような下限年代をおさえる定点がない。前稿で取り上げた資料以上に出土状況などを慎重に検討する必要がある。

## ❷…………藤原京の条坊施工年代再論

ここでは，藤原京の条坊施工年代を検討するため，奈良県橿原市に所在する四条遺跡を取りあげる。[(4)]

四条遺跡は飛鳥川とその西を流れる桜川に挟まれた扇状地に位置する弥生時代から飛鳥時代にかけての遺跡である（図 1）。1987 ～ 1988 年にかけて実施した 1 次調査では，藤原京の造営によって壊された 6 世紀前半の古墳が検出され，その周溝から藤原京の整地土に密閉されるかたちで大量の木製品（木製樹物）や埴輪が出土し，古墳の築造当時のイメージを大きく変えるものとして注目された。また，藤原京の四条大路の西延長にあたる東西道路と下ツ道から西へ一坊半西（約 397 m）の南北道路の交差点が検出された。当時は岸俊男説藤原京[(5)]が定説と考えられていたので，京外にあたる場所での条坊道路の交差点の検出は，藤原京の京域に大きな問題をなげかけるものであった。[(6)]その後も周辺地域において，発掘調査が進められた結果，5 世紀から 6 世紀にかけての古墳が 12 基確認され古墳群の存在が明らかとなった（四条古墳群）。そして，これらの古墳の墳丘を削平し，周溝を埋め立て，土地造成をしたうえで，藤原京を造営していることも明らかとなった。また，周辺地域の各所において，藤原京と同じ規格の条坊道路が検出され，もはや藤原京が岸俊男説藤原京の範囲を超えて周辺地域に拡がることは確実となった。[(7)]そこで，四条遺跡は，藤原京の条坊呼称にしたがうと，藤原京右京四条六・七坊にあたる。[(8)]

発掘調査では，藤原京の条坊にかかわっては，東西道路では北から四条条間路・四条大路，南北道路は東から西五坊大路・西六坊坊間路・西六坊大路・西七坊坊間路を検出した（図 2）。[(9)]

この中で，とくに本稿の課題とかかわって重要なのは四条条間路と西六坊大路周辺の調査，および 2 号墳・5 号墳・7 号墳・8 号墳の周溝の調査である。以下，その概略を述べる。

四条条間路・西六坊大路周辺の調査では，四条条間路 SF108 と西六坊大路 SF101 を検出した。四条条間路 SF108 は北側溝 SD109，南側溝 SD110 で道路幅は溝芯々距離で約 6.8 m である。西六坊大路 SF101 は西側溝 SD102 のみの検出であるので，道路幅については不明であるが，調査区の幅が最大約 12 m のところでも，東側溝は検出されておらず，幅約 16 m の道路に復元できる（図

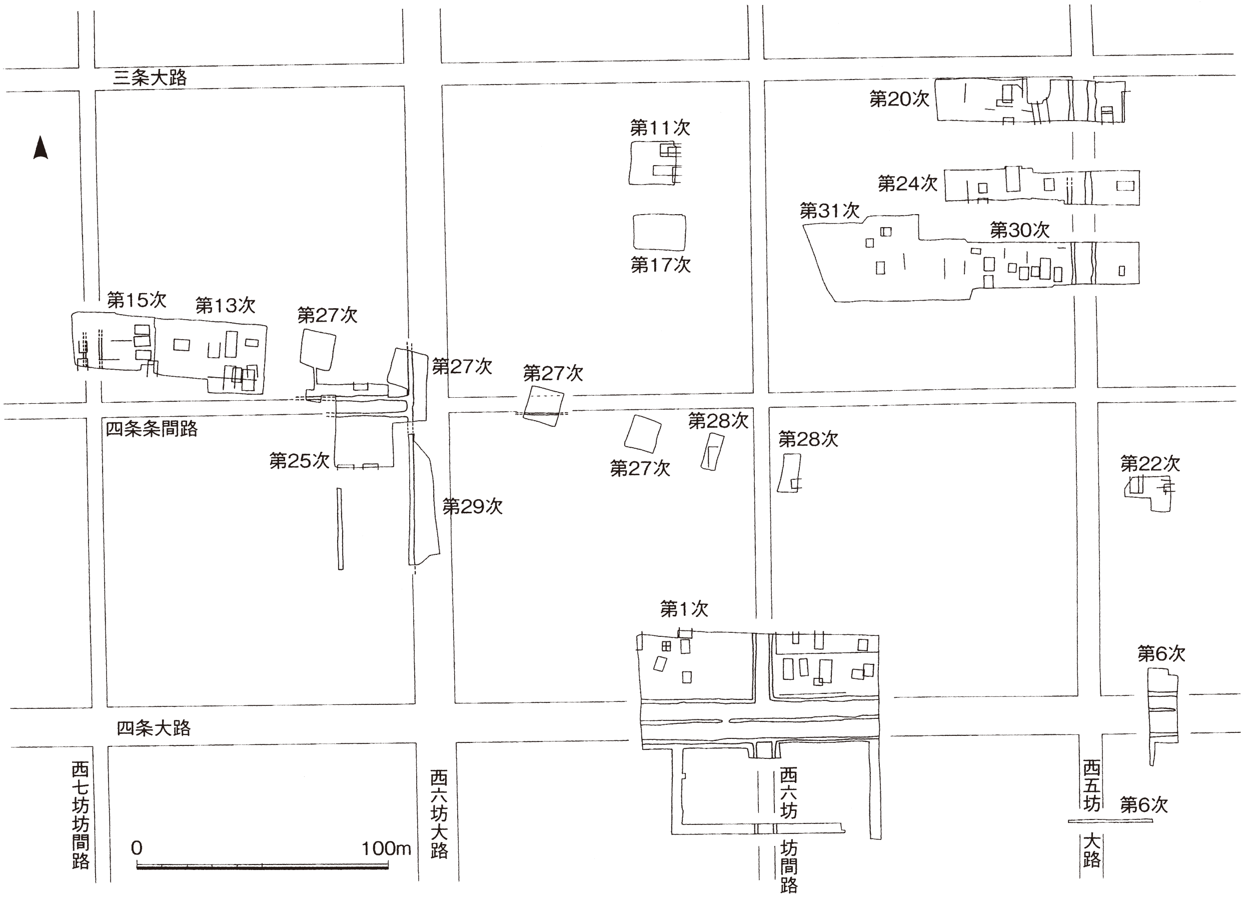


**図2　藤原京の条坊と四条遺跡**

3)。それぞれの側溝からまとまった土器が出土している。若干，古い様相をもつ土器も含まれるが，飛鳥Ｖ（710年前後）と呼ばれる土器群とみてよい。飛鳥Ｖは藤原京の条坊の側溝からよく出土する土器群で，平城遷都，藤原京の廃絶にともなうものとみなされている。そこで四条遺跡で検出した四条条間路SF108，西六坊大路SF101は，平城遷都とともに廃絶している。また，四条条間路SF108や西六坊大路SF101とともに藤原宮期に存在した建物群や井戸も，ほぼ同じ時期に廃絶している。井戸からも飛鳥Ｖに位置づけられる土器が出土している。平城遷都とともに，この地域一帯は廃絶したものと推定される。

それでは，このような条坊はいつ施工されたのであろうか。具体的には四条条間路SF108，西六坊大路SF101はいつ施工されたのであろうか。四条遺跡の発掘調査では，さいわいそれを検討するための材料がみつかっている。

四条条間路SF108は古墳時代後半から存在した北流する自然流路SD147を埋め立て整地したうえで，道路側溝SD109・SD110を掘削している。自然流路SD147から出土する土器のなかでもっとも新しい土器，ならびに整地土にはいる土器でもっとも新しい土器が示す年代以降に掘削されたとみることができる。自然流路SD147は大きく二つの時期に分かれる。古いものをSD147a，新しいものをSD147bと呼んでいるが，SD147aは，古墳時代後半からある流路で，飛鳥時代前半までに埋没してしまう。SD147bはSD147aが東に移動したもので，その堆積は大まかに二層に分かれ，

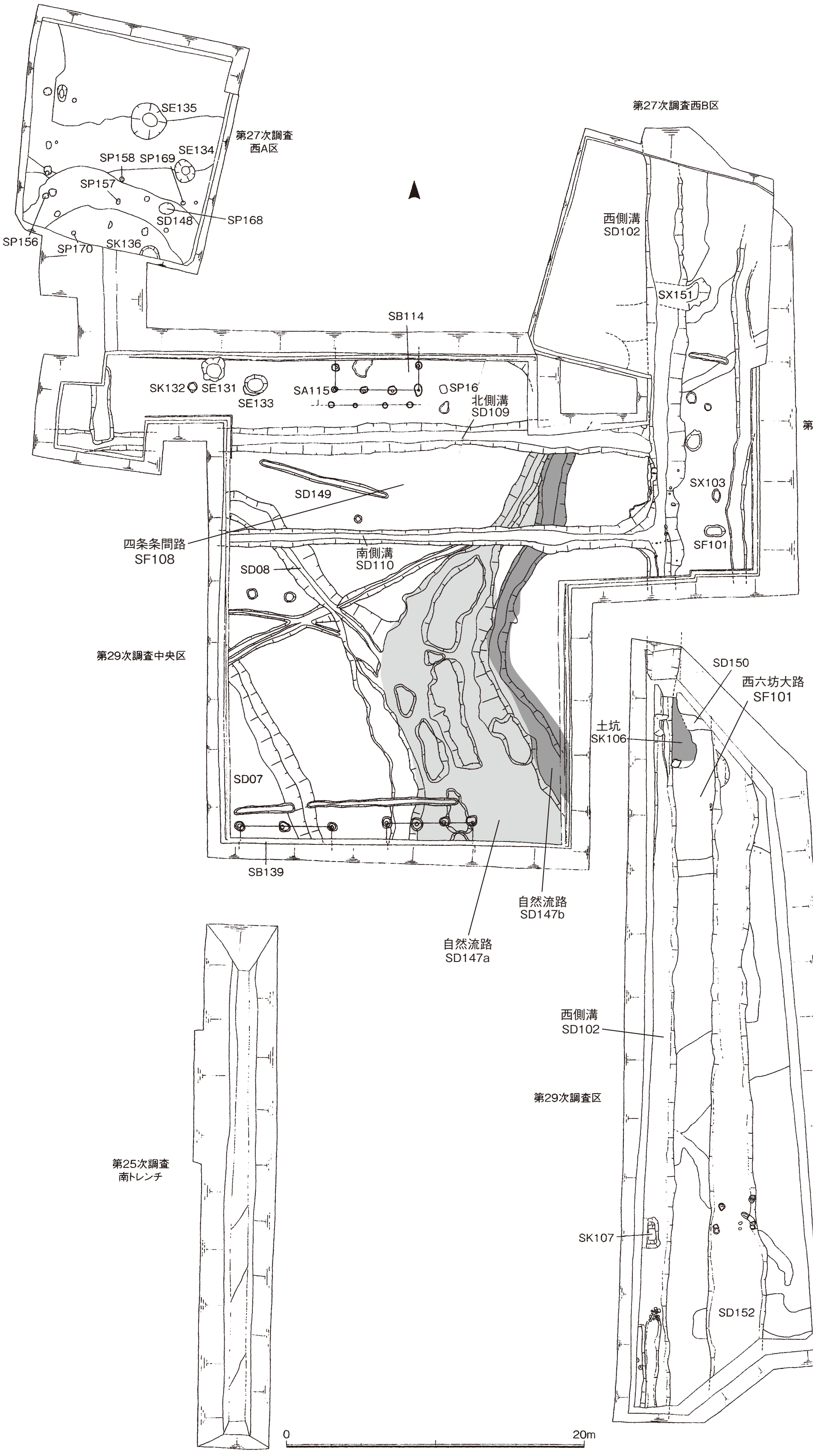


**図3　四条遺跡で検出した西六坊大路・四条条間路と下層遺構**

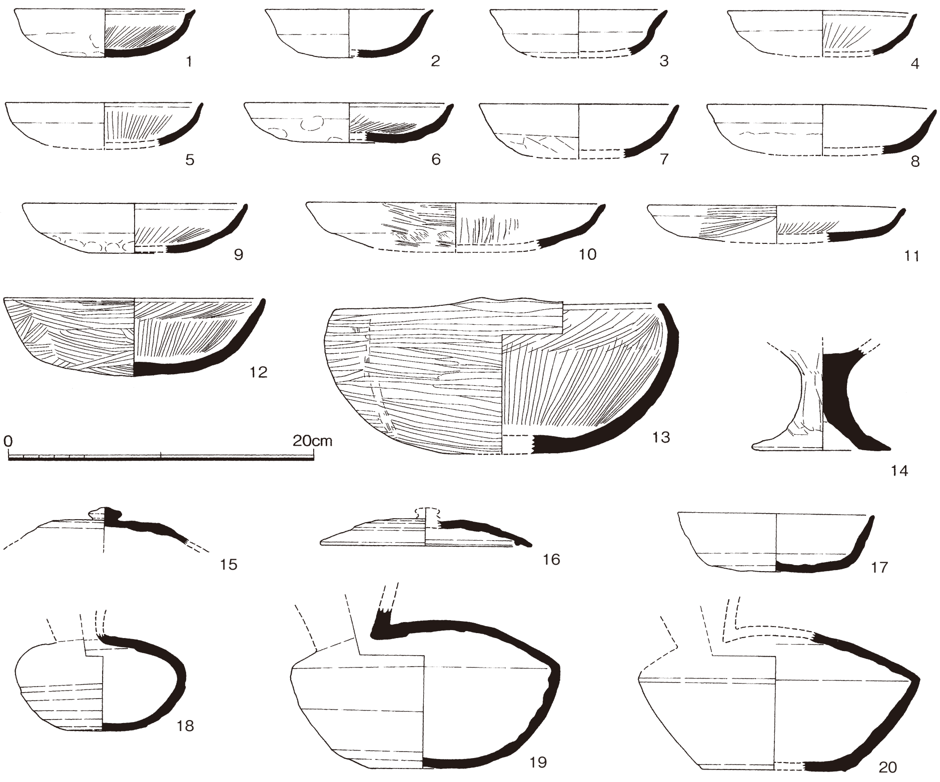


**図4　四条遺跡 SD147b 出土土器**（scale 1/5）

下層は流水の痕跡を示す砂礫層で，上層はブロック状の粘質土で，明らかに人為的に埋め戻されている。そして，SD147a・b 全体を覆うようにブロック状の粘質土が置かれる。この上面から四条条間路 SF108 の南北両側溝が掘り込まれているので，この土層は条坊施工時の整地土とみてよい。

SD147b からは土師器杯 C・杯 A・杯 H・皿 A・高杯 A・高杯 H・鉢 A・壺 A・甕，須恵器杯 G 蓋・杯 G・平瓶・壺・甕などが出土している（図4)。全体的には飛鳥Ⅳの様相をもっているが，土師器杯 C（図4－6・11）は浅い器形となり暗文も退化しており，飛鳥Ⅴの時期まで下げてもよい資料である。SD147b は飛鳥Ⅳ・Ⅴの時期に埋没したと考えられる。

SD147b 埋没後，SD147 全体を埋めるのが条坊施工時の整地土である。この土層からもまとまって土器が出土している。土師器杯 C・杯 A・杯 H・高杯 B・高杯 H・壺・甕，須恵器杯 B 蓋・杯 B・杯 A・すり鉢・壺・甕などがある（図5)。明らかに古墳時代の土器も混入しているが，もっとも新しいものは須恵器杯 B 蓋（図5－15 ～ 17・19・20）にみられるように返りのあるものはほとんどなく，杯 B の高台も低く踏ん張らない。土師器杯 A（図5－7）も大きく外傾しており，新しい要素である。飛鳥Ⅴまで下げて考えてもよい資料である。また，条坊の側溝からまとまって出土する飛鳥Ⅴの土器群と大差ない様相をもっている。この土層を掘り込んで四条条間路 SF108 の南北両側溝 SD109・SD110 がつくられているので，この地域の条坊施工は整地土から出土したもっとも新しい土器が示す年代を遡ることはない。すなわち，藤原宮期のなかで条坊が施工されているとみなくてはならない。そして，四条条間路 SF108 の南北両側溝 SD109・SD110 も飛鳥Ⅴの時期に埋められているので，土器だけをみていると時期差はほとんどなく，四条条間路 SF108 はそれほど

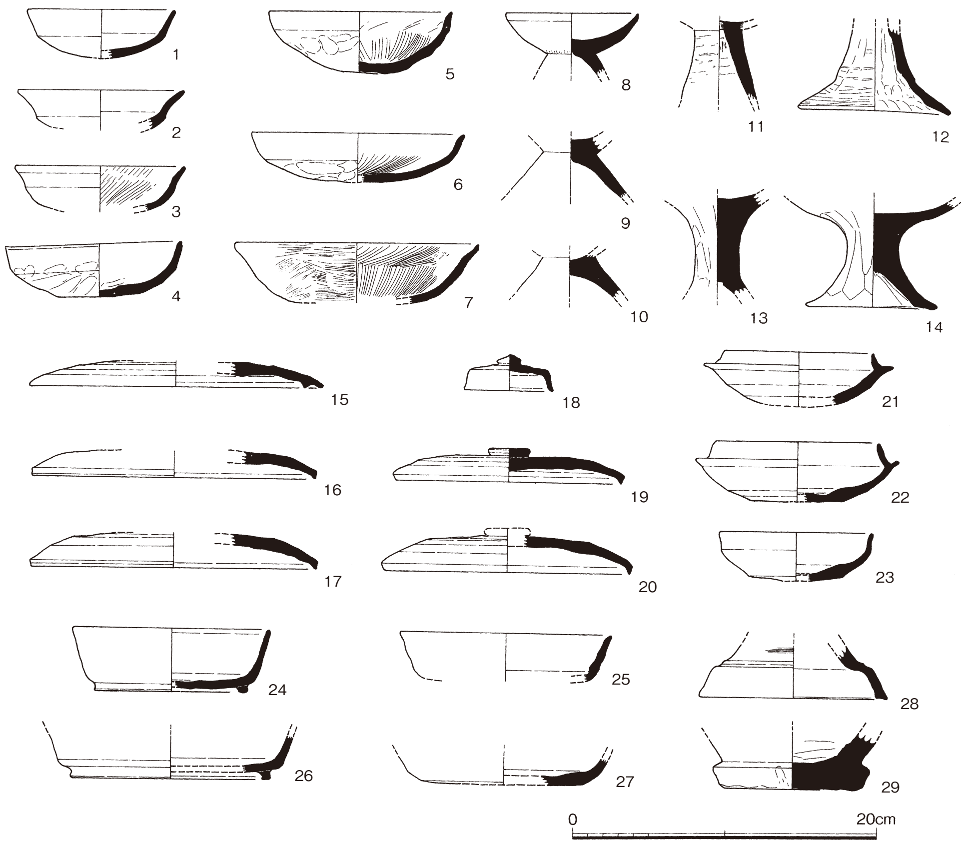


**図5　四条遺跡 SD147整地層 出土土器**（scale 1/5）

長く存続することなく廃絶したものと推定される。

次に西六坊大路 SF101 をみてみよう。西六坊大路 SF101 は西側溝 SD102 のみの検出であるが，総延長で約 86 m分を検出した（図 3）。西側溝 SD102 から出土する土器は，先にも述べたとおり飛鳥Ｖを中心とする土器群である。ところで，西六坊大路 SF101 を施工するにあたって先行する土坑 SK106 を埋め立てて，西側溝 SD102 を掘削している。そして，埋め立てたところに素掘りの溝を掘削した関係で，溝の東肩が崩れやすかったようで杭を打ち込み横材を渡して護岸をしている。

この土坑 SK106 から土師器杯Ｂ・皿Ｂ・杯Ｈ・壺・甕，須恵器杯Ｂ・横瓶が出土している（図 6）。土師器杯Ｂ（図 6－3）は平底の椀形態に低い高台をはりつけたもので，内面に放射状暗文を二段に施す。二段目の暗文の範囲が狭く，飛鳥Ｖに位置づけられる。皿Ｂ（図 6－4）も飛鳥Ⅳ・Ｖにならないと出現してこない器種である。須恵器杯Ｂ（図 6－5･6）は，2 点出土しているが，高台が内側にははりつけられているが，それほど強く踏ん張っておらず，新しい要素をもつ。これも飛鳥Ｖに位置づけられる。この土坑を壊して西六坊大路 SF101 の西側溝 SD102 が掘削されているので，条坊施工後，土坑 SK106 を掘削し，また埋め戻したということを想定しないかぎり，西六坊大路 SF101 の施工は，土坑 SK106 から出土した土器の示す年代を遡ることはない。すなわち，藤原宮期のなかで条坊が施工されたと考えざるをえない。西六坊大路 SF101 の西側溝 SD102 からも，飛鳥Ｖに位置づけられる土器がまとまって出土しているので，西六坊大路 SF101 も四条条間路 SF108 と同様，その存続した時期幅は短いと推定される。

また，西六坊大路 SF101 と四条条間路 SF108 は調査区の中で交差しており（図 3），かつ西六坊

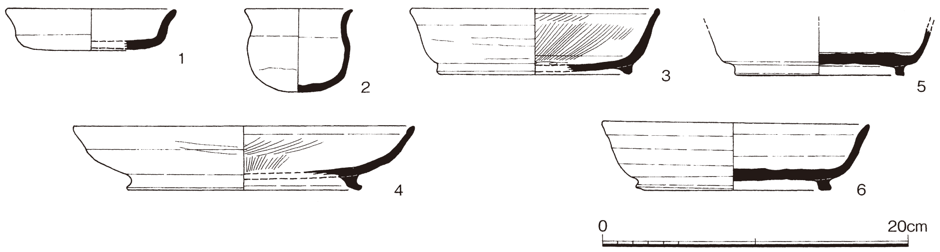


**図6　四条遺跡 SK106 出土土器**（scale 1/5）

大路SF101でみられた条坊施工の様相と四条条間路SF108でみられた条坊施工の様相は，ほぼ共通していることから，この付近一帯の地域での条坊施工の様相を示していると考えることができる。

ところで，四条遺跡では5世紀後半から6世紀の古墳を壊して藤原京を造営している。たとえば1号墳では，墳丘と周溝にあたるところで四条大路（道路1）と西六坊坊間路（道路2）の交差点が検出できた。ここでは，この資料は地点が若干離れるので，あとから取り上げることとして，まず2号墳・5号墳・7号墳・8号墳の周溝の調査を分析する。

それぞれの古墳は，藤原京の造営にあたって，墳丘が削平され，周溝が埋め立てられていた。周溝の下層には，古墳築造後，すなわち周溝掘削後の自然堆積がみられる。そこからは，倒れこんだ埴輪や木製品が出土する。そして，周溝の埋土の最上層には，ブロック状の粘質土がはいる。この土層は周辺で検出される藤原京造営時の整地土と共通しており，藤原宮期の建物などもこの上面から掘り込まれていることから，藤原京造営時の整地土と考えられる。この土層から，それほど多くはないが，飛鳥時代後半の土器が出土している。

古墳の周溝の最上層にあたる藤原京造営時の整地土層から出土する土器は，概ね飛鳥Ⅳに位置づけられるものが多い。2号墳や9号墳からは，そのような土器が出土している。とくに9号墳の周溝SD15は，四条条間路SF108の北側溝と重複している。条坊施工を考えるうえで貴重な資料である。

このようななかで，その年代がより下がる土器が出土する例がみられる。以下，それらを取り上げて具体的に分析してみよう。

7号墳の周溝SD07とその外周溝と考えられるSD08は，下層は古墳築造後の自然堆積であるが，上層は自然流路SD147と同じ褐色系の粘質土がブロック状に堆積しており，藤原京造営時の整地土によって埋め立てられている。とくに外周溝SD08は四条条間路SF108の南側溝SD110と重複しており，外周溝SD08を埋め立てて，四条条間路SF108の南側溝SD110が掘削される。

7号墳の周溝SD07の上層，整地土層から土器が出土している。土師器杯C・杯A・皿A・甕，須恵器杯B蓋・杯身がある（図7）。土師器杯A（図7－5）は，深い平底の椀形態であるが，内面に放射状暗文を1段しか施さない。このような類例がないわけではないが，新しい要素であり，飛鳥Ⅴに位置づけて問題はない。また，須恵器杯B蓋（図7－6）も返りがないもので，つまみが欠失しているが，口縁部がわずかに屈曲しており，飛鳥Ⅴに位置づけられる。7号墳は，藤原京の条坊呼称にしたがうと，左京四条七坊にあたり，藤原宮期の建物などもみつかっているが，これらの柱穴は，藤原京造営のための整地土の上面から掘り込まれている。四条条間路SF108の施工も含めて，この付近の土地造成は，さきに紹介した土器が示す年代を遡ることはない。藤原宮期のなか

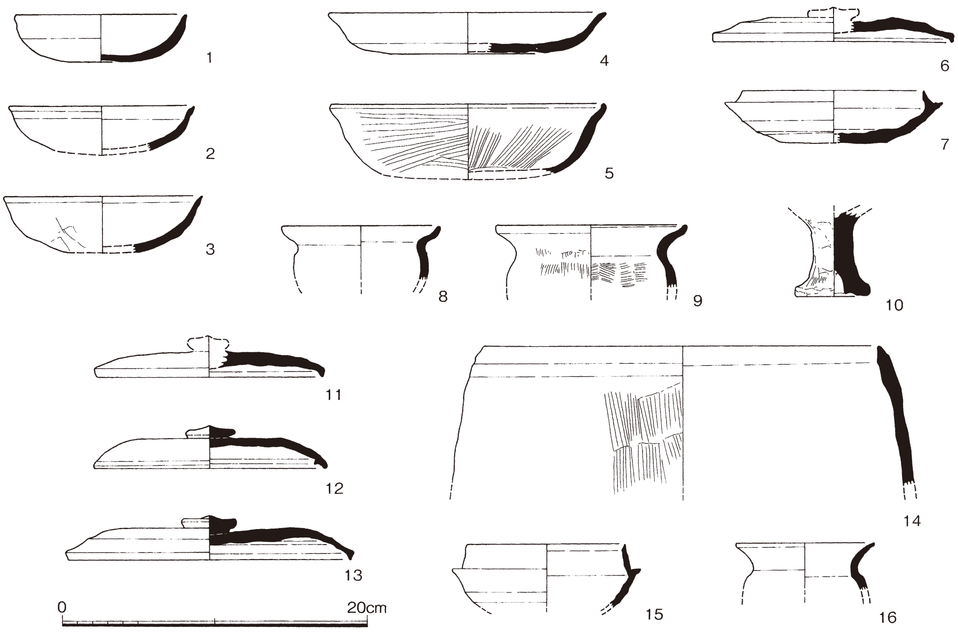


**図7　四条遺跡 7号墳周溝SD07・8号墳周溝SD11 出土土器**（scale 1/5）
（1～10：SD07, 11～16：SD11）

での施工と考えることができる。

8号墳の周溝SD11は，西六坊大路SF101の西側溝SD102と重複している。西六坊大路SF101の西側溝SD102は，周溝SD11を埋め立てて施工される。周溝SD11の堆積も，下層は古墳築造後の自然堆積であり，埴輪や木製品が出土する。この土層でほとんど埋まるが，さらにその上層はブロック状の粘質土層で覆われる。この土層を掘り込んで西側溝SD102が掘削されているので，藤原京造営時の整地土層とみてよい。

8号墳の周溝SD11の上層からも，土器が出土している。土師器甕，須恵器杯Ｂ蓋，杯身などがある（図7）。須恵器杯Ｂ蓋（図7－11～13）は返りのないものがほとんどであり，つまみも大きくなっている。飛鳥Ⅴに位置づけられる。西六坊大路SF101の施工も含めて，この地域の土地造成は，この年代を遡ることはない。藤原宮期のなかで，土地造成，条坊の施工がおこなわれたものと考える。

その他に2号墳の周辺や，四条条間路SF108の周辺でも藤原京造営のための整地土が一部で確認されている。そこからは土師器杯Ａ・杯Ｈ・甕，須恵器杯Ｂ・杯Ｂ蓋，杯身などが出土している。土師器杯Ａは平底で口縁部が外傾する。須恵器杯Ｂ蓋は返りのないものである。飛鳥Ⅳ・Ⅴに位置づけられるものである。これも，この地域の土地造成が，それほど遡らず，藤原宮期のなかで施工された可能性を示す。

さらに，四条遺跡の最初の調査（1次調査）では，東西道路である四条大路（道路1）と南北大路である西六坊坊間路（道路2）を検出した[(10)]（図3）。四条大路のすぐ南には，ほぼ平行して幅4～7ｍの東西溝（溝9）を検出した。西六坊坊間路はこの東西溝を埋めたてたうえで施工されていた。この溝の埋土から土器が出土している。土師器杯Ｃ・鉢Ａ，須恵器杯Ａ・杯Ｂ・杯Ｂ蓋がある（図8）。この中で，須恵器杯Ｂ蓋（図8－1～4）は返りがないものが大半であり，口縁端部の形状からも，

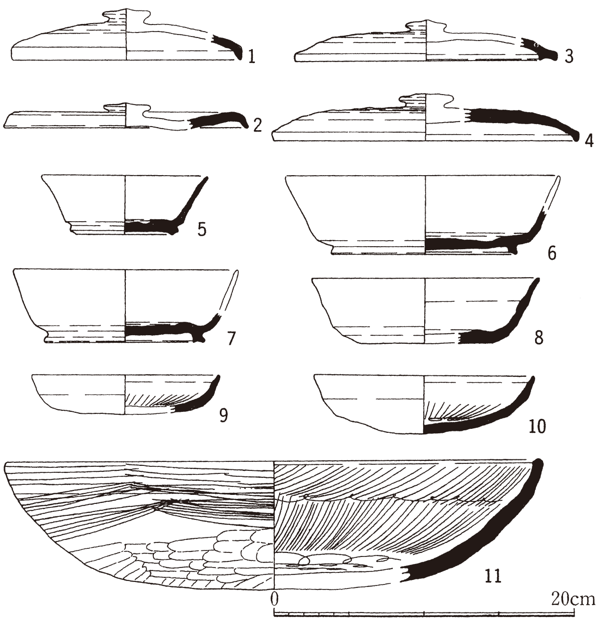

図8　四条遺跡 溝9 出土土器（scale 1/5）

明らかに飛鳥Ⅴまで下げて考えなくてはならないものである。この地域の条坊施工も，この土器が示す年代を遡ることはない。

このような条坊施工が藤原宮期まで下がる例は，報告書が刊行されていないため，土器の図面などを示して具体的にはのべることはできないが，橿原市土橋遺跡においても認められる[(11)]。土橋遺跡は，藤原京左京北四条十坊にあたる。1996年に藤原京の西十坊大路と北四条大路の交差点が検出され，それより西に北四条大路がのびないことをもって西の京極と推定された遺跡である。北四条大路の北で建物群や井戸などが検出されているが，このあたりはもともと沼状の地形であったらしく，それを埋め立てて建物などを建てているという。その埋め立ての造成土から出土する土器が飛鳥Ⅴに位置づけられるという[(12)]。北四条大路や区画の造成は一体でおこなわれたとみるのが自然であるので，この地域においても，条坊施工は遅れ，飛鳥Ⅴ以降という年代，すなわち藤原宮期のなかで条坊が施工された可能性がきわめて高い。

## ❸…………条坊の施工年代と藤原京の造営過程

ここまで述べてきたように近年の四条遺跡の調査成果をはじめとして，藤原京でも藤原宮から離れた周辺地域において，条坊施工が藤原宮期（飛鳥Ⅴ）までずれ込む例があることが明らかとなった。それでは，この事実をどのように解釈すればよいのであろうか。

前稿での分析では，藤原宮西方官衙地区や西南官衙地区，東方官衙地区の下層で検出された遺構から出土した土器群（図9）[(13)]の年代から，藤原京の条坊施工の開始は飛鳥Ⅲの新段階（670～680年代）まで遡る可能性を指摘した。そして，『日本書紀』にみられる天武5年（676）の「新城」の造営まで遡りうることを考えた。

本稿では，ここまで四条遺跡などにおける具体的な調査例をもとに条坊の施工年代に再検討を加えた。そして，条坊施工が確実に飛鳥Ⅴ（藤原宮期）まで下がる例があることを指摘した。その年代幅は，20～30年におよぶ。この条坊施工にかかわる年代差をどのように考えればよいか。

藤原京は大きな王都（都城）である。中心部分である藤原宮から造営を開始して，周辺地域に条坊施工がおよぶにはかなりの時間を要した。その結果，条坊の施工がかなり遅れたとも解釈できる。すなわち，藤原京造営工程の時間差として単純に理解することもできる。

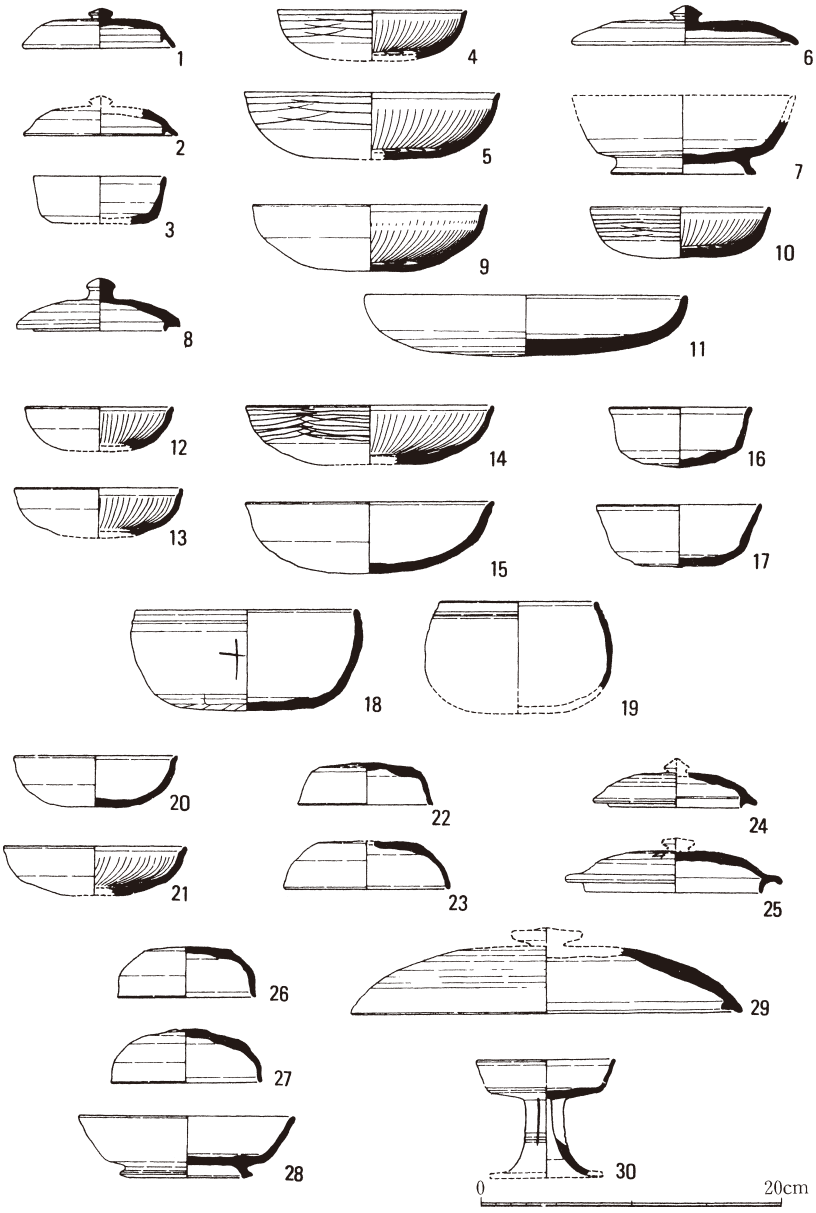


**図9　藤原宮西方官衙・西南官衙・東方官衙下層 出土土器**（scale 1/5）
（1～5：西南官衙 SK1365・SK1366，6･7：西方官衙 SB1230・SA1231
8～11：西方官衙 SK1271，12～30：東方官衙 SD3035・SD3045・SD3030）

また，ここで条坊施工が遅れる可能性があると指摘した調査例はわずかに5例であり，その地域だけが何らかの理由で条坊施工が遅れたと解釈も可能であろう。特殊な例としての解釈である。また，この5例はすべて藤原宮の西方から西北方にかけての地域であり，この地域のみ条坊施工が遅れたという解釈もあるいは可能であろう。

ただ，条坊施工の年代差，20～30年は，そういった施工工程の時間差として単純に解釈してよいのであろうか。工程差であったとしたら，あまりにも年代差がありすぎるのではないだろうか。(14)

そこで，本稿では，そのような造営工程の時間差であった可能性は残しつつも，別の解釈を試みたい。すなわち，ここまで指摘した条坊施工の年代差を積極的に解釈して，別の要因を考えてみたい。

そこで，あらためて藤原京の造営過程について整理を加え，条坊の施工年代とのかかわりを見て

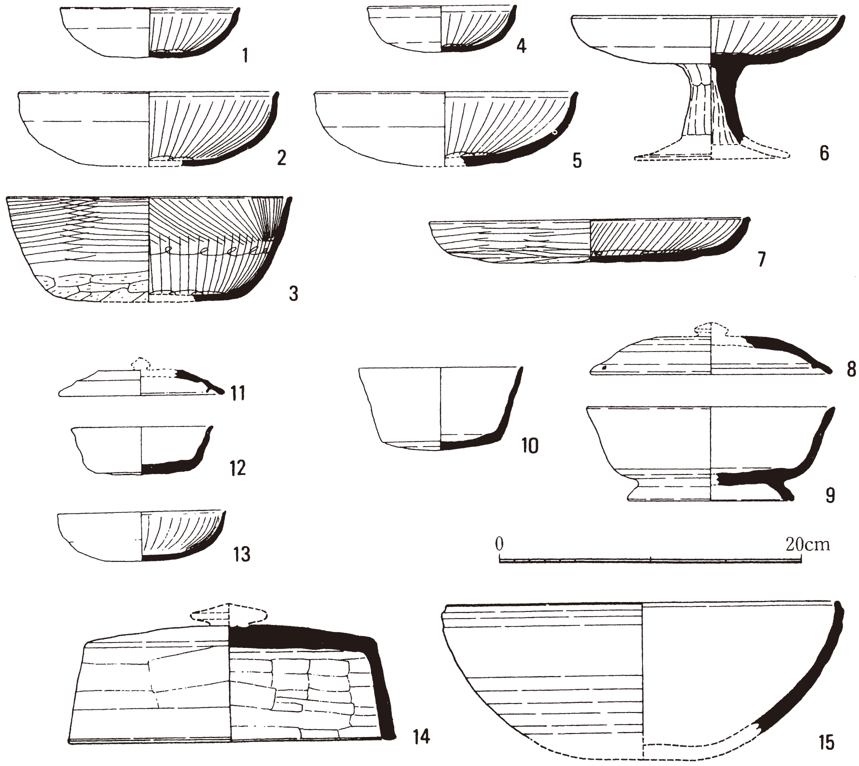


**図10　大官大寺下層・藤原宮下層 出土土器**（scale 1/5）
（1～3：大官大寺下層 SE116，4～10：大官大寺下層 SK121
11～13：大官大寺下層 SK226，14・15：藤原宮東方官衙 3030）

みたい。

藤原京の造営にあたっては，紆余曲折があったことはすでに指摘されている(15)。『日本書紀』にもそのことは記されているし，発掘調査で検出される遺構からも，そのことは読み取ることができる。

藤原京の造営は，天武5年（676）の「新城」の造営にはじまる。『日本書紀』では「是年，新城に都つくらむとす。限の内の田園は，公私を問はず，皆耕さずして悉に荒れぬ。然れども遂に都つくらず」と記される(16)。「新城」については，固有地名とする意見もあったが，新しい城（「き」＝防禦の目的などで外部と画する何らかの施設やそれらをともなうもの），もしくは新しい都城とみるのが適切であろう(17)。

そして，前稿でも詳しく分析したように，発掘調査で検出される条坊施工年代も，かぎりなくその年代まで遡りつつあるのが現状である。藤原宮西方官衙地区・西南官衙地区・東方官衙地区下層で検出される宮内先行条坊にともなう建物群や溝，土坑から出土する土器群（図9）は飛鳥Ⅲの新段階（670～680年代）まで遡るものであり，「新城」の造営記事の年代にきわめて近い。また，大官大寺の下層においても，土坑や井戸から飛鳥Ⅲの新段階まで遡りうる資料が出土している（図10）(18)。さらに，『日本書紀』によると天武9年（680）11月に天武の発願により建立された薬師寺の中心伽藍の下層から先行条坊とそれにともなう建物や掘立柱塀が検出されている。先行条坊やそれらといっしょに埋め立てられた土坑から出土する土器群（図11）(19)は，飛鳥Ⅳでもより飛鳥Ⅲに近い古い様相を示しており，薬師寺の造営が天武の発願とともにはじまったかどうかは定かではない

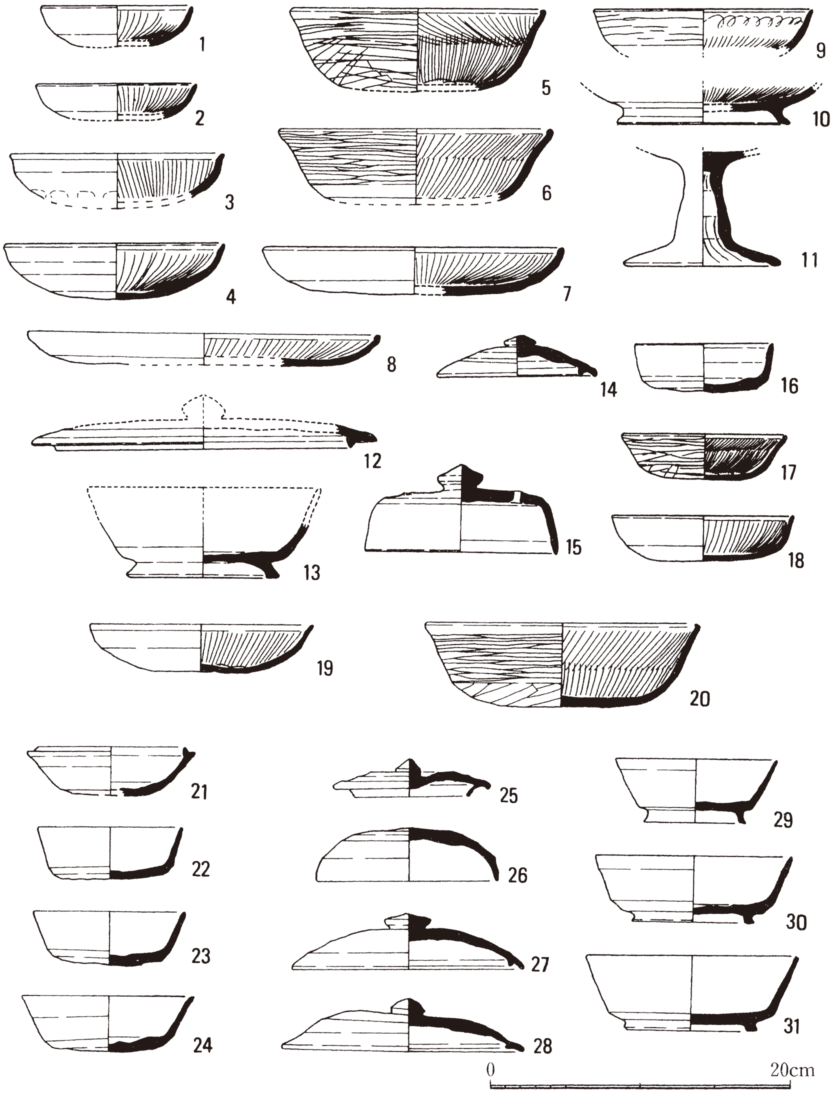


**図11　本薬師寺下層 出土土器**（scale 1/5）
（1～15：先行条坊側溝 SD151・SD152，16～18：SK270，19～31：SK154）

が，ほどなく，寺地の整備などに着手したとみて問題はない。

また，藤原宮の朝堂北東隅や大極殿院南門の調査では，新旧二つの時期の宮内先行条坊が検出されている[(20)]。新しい方の先行条坊は，藤原宮大極殿北方で検出されている，宮の造営ないしは京の造営のための資材運搬用の運河と考えられている南北溝 SD1901A と併存したが，先に埋まっているとされる先行条坊 SF1731（四条条間路）と一連のものと考えられる[(21)]。南北溝 SD1901A からは天武 11 年（682）から 13 年（684）に相当する紀年銘木簡や天武 14 年制の冠位を記した木簡が出土しており，天武末年に埋められたことは確実である[(22)]。そうすると，それと併存し先に埋まったとされる先行条坊と一連のものとされる新しい方の先行条坊も，その年代に併行するか，先行して存在したとみるのが妥当であろう。そして，それよりも，さらに先行する古い方の先行条坊は，発掘調査では，直接，運河 SD1901A との切り合い関係は調査されていないようであるが，さらに遡る可能性が強い。古い方の先行条坊を天武 5 年（676）の「新城」とかかわりのあるものとみても問題

はない[23]。

その他にも，藤原京の各所において，条坊に並行するような東西溝や南北溝が各所で検出されている。たとえば，四条遺跡で検出された四条大路（道路1）のほぼ中央で検出された東西溝などを，「新城」にかかわる地割りの痕跡とみる意見もある[24]。いずれにしても，この段階において，かなり大規模な土地造成などがおこなわれたとみてよい。

ここまで述べてきたように，藤原京の条坊で，その施工年代で，古く遡りうるとしたものは，『日本書紀』天武5年（676）の「新城」の造営にかかわる条坊施工も含めて，何らかの土地造成に対応している可能性がきわめて高い。いずれにしても，藤原京における条坊施工の開始を示すものにほかならない。そして，この条坊施工の枠組みが天武朝末年から本格化する藤原京の造営に継承されることになる。

ただ，このときの造営は，『日本書紀』に「然れども遂に都つくらず」と記されるとおり，その理由は詳らかではないが中止される。

ところで，『日本書紀』の天武5年是年条にある「新城」の造営記事を天武11年是年条であるとして，天武11年（682）3月からはじまる一連の「新城」の造営記事にまとめて解釈しようとする意見がある[25]。このような『日本書紀』の史料の操作にかかわる問題点については，すでに文献史学から批判がなされている[26]。本稿でも，ここまで，飛鳥Ⅲの新段階には，すでに藤原京において，条坊の施工も含めた何らかの土地造成がおこなわれていたことを指摘した。仮に「新城」の造営が天武11年以降であるとするならば，これよりも古くなる可能性がある時期の土器が条坊にかかわって出土することが説明できない。「新城」の造営は『日本書紀』の記述のとおり，天武5年とみて，考古学の出土遺物からは何ら矛盾はない。そして，藤原京の造営にかかわる遺構の年代を検討すると，飛鳥Ⅲの新段階，飛鳥Ⅳといった二つの時期に分かれるようであり，あえて，それを一つの時期の一連のものと考える必要はない。

さて，再び藤原京の造営がはじまるのは，『日本書紀』によると天武11年（682）3月のことである。「小紫三野王及び宮内官大夫等に命して，新城に遣して，其の地形を見しむ。仍りて都つくらむとす」と記される[27]。そして，天武も同じ月に「新城」に行幸している。さらに翌年の12年7月にも，天武は「京師」を「巡行」している。そして，天武13年（684）3月には天武が「京師」を「巡行」して「宮室之地」が決定される。「天皇，京師を巡行きたまひて，宮室之地を定めたまふ」とある[28]。すなわち藤原宮の位置がこのとき，はじめて決定された[29]。なお，それまで「新城」というかたちで呼ばれていたものが，天武12年7月の記事から「京師」と呼ばれている。このことから，「新城」と「京師」は厳密な意味で同じもの（範囲）を指していない可能性がある。

この時期の藤原京の造営にともなう遺構は，先にも紹介した宮内先行条坊でも，新しいものが対応する可能性が高い。また，宮の造営ないしは京の造営のための資材運搬用の運河と考えられている南北溝SD1901Aなどがある。とくに後者からは，先にも述べたように天武11年（682）から13年（684）の紀年銘木簡や天武14年制の冠位を記した木簡が出土しており，まさに『日本書紀』に記された年代に対応している。南北溝SD1901Aからは，そういった木簡とともに飛鳥Ⅳに位置づけられる土器がまとまって出土しており，土器の年代観ともとくに矛盾しない。こういった溝を埋め立て，ていねいに整地をしたうえで藤原宮の中枢建物である大極殿や朝堂が造営される[30]。

しかし，朱鳥元年（686）9月に天武が崩御し，その造営は再び中断したものと推定される。

もう一度，造営が再開されるのが，持統4年（690）10月である。持統は即位とともに藤原京の造営を再開する。そして，自らも，その12月に「藤原」に「宮地」を視察している。翌5年10月には「新益京」の鎮祭がおこなわれ，12月に宅地の班給の基準が示される。さらに6年1月には「天皇，新益京の路を観す」[(31)]とあるので，この段階で藤原京の条坊がかなり完成していたのではなかろうか。同年5月には「藤原の宮地」の鎮祭がおこなわれ，翌月には持統がその「宮地」を視察している。そして翌7年2月には，造営工事中に掘り出された屍を埋葬する詔が出される。8月には再び「宮地」への持統の行幸があり，8年1月にはじめて「藤原宮」と呼ばれるようになる。この段階で藤原宮にも王宮として，なにがしかの施設ができていたものと推定する。そして，持統8年（694）12月には持統が飛鳥浄御原宮から藤原宮へと遷居する。このように，持統朝にはいってからの藤原宮・京の造営は比較的に順調に進んだとみてよい。ただ，持統8年の遷都時に藤原宮がどの程度まで完成したのか，そして，藤原京がどこまで完成していたのかは，現段階では十分に明らかにすることはできない。このことは，遷都の問題ともかかわって，興味ある課題ではあるが，ここでは触れない。

ここまで，藤原京の造営過程について整理を加えてきた。それにあわせて発掘調査で検出される遺構についても，その対応関係について検討した。藤原京は，造営・中断を何度か繰り返していたが，そのことは遺構のうえでも確認ができた。その結果，もっとも古く位置づけられる条坊や関連する遺構は，天武5年の「新城」の造営に深くかかわることが明らかとなった。ここまでの分析で，藤原京の条坊施工の年代幅の上限年代がその造営開始を示すことが，ほぼ明らかとなった。それでは，つぎに，その下限年代が何を示しているのかを考えてみたい。

## ❹……………大宝令と藤原京

それでは，四条遺跡などで，その条坊施工が藤原宮期まで下がる事実をどのように解釈すればよいか。結論だけを先に述べると，藤原京は，大宝元年（701）の大宝律令の制定・公布にともない，それに対応させるべく大規模な改作・再整備がおこなわれたのではなかろうか。その結果が，新たな条坊施工や土地造成などであったのでないか。条坊の施工年代が藤原宮期まで下がることになった理由をこのように考えたい。以下，このことについて，藤原京の実態を整理し，この時代の法令である浄御原令と大宝令とのかかわりを考えるなかで検証してみたい。

藤原京はわが国ではじめて条坊制を導入した都城といわれる。藤原宮の周囲に一辺約530 mを基本とする方形街区がつくられた。周辺地域とは明確に異なる景観をつくりだしたという点で，一時代前の飛鳥浄御原宮にともなう「京」，「飛鳥京」よりも，より「京」として特殊な空間へと飛躍したとみて問題はない。

ここで藤原京のもつこのような画期性を否定するつもりはないが，周知のごとく，藤原京は，『日本書紀』では「新益京」と呼ばれた。鎌倉時代末期には音読され「シンヤクノミヤコ」と呼ばれていたらしい。「新益」という意味が，いまひとつ判然とはしないが，漢字の意味で解釈すると，新たに益した「京」と解するのが自然であろう。すなわち，藤原京は，平城京や長岡京のように固有地名によって名づけられた「京」ではなかった[(32)]。それではどうして藤原京は固有地名では呼ばれず，

「新益京」と呼ばれたのであろうか。

先にも述べたように「新益京」は，漢字の意味をそのまま解釈すると，新たに益した「京」であるから，もともとの「京」があり，それに対して，「新たに益した」と解釈するのが妥当であろう。そして，このもともとの「京」こそが，ここでは詳しくはふれないが飛鳥浄御原宮にともなう「京」，「飛鳥京」であったと考えたい。「飛鳥京」も含めて，新たに益した「京」であったので，「新益京」と呼ばれた(33)。

それでは「新益京」と呼ばれた藤原京は，いったいどのような都であったのであろうか。その実態について検討してみたい。

持統8年（694）12月，持統は飛鳥浄御原宮から藤原宮へと遷る。いわゆる藤原遷都である。しかし，この段階に，どの程度の施設が完成し機能していたのかは，はなはだ疑問である。持統が藤原宮に遷っているので，内裏の持統の御在所などはあったとみてよい。しかし，大極殿の初見は文武2年（698）1月，朝堂の初見は大宝元年（701）1月である(34)。また，最近の朝堂院地区の発掘調査では，朝堂院回廊の造営は大宝3年（703）以降であることが，出土した木簡から明らかとなっている(35)。おそらく，遷都当初は，大極殿・朝堂はなかったか，もしくは建設途中であったと考えられる。

また，「新益京」を先にも述べたごとく，その名称どおりの意味で解釈してよいならば，遷都当初の藤原京は，「飛鳥京」をも，その範囲に取り込み，「飛鳥京」と一体となってはじめて機能していたとみるのが適切であろう。おそらく，藤原京には条坊制都城として，いまだ多くの未完成な部分があり，「飛鳥京」も一体として利用する必要があったため，それを含めて「京」となり，「新益京」と呼ばれたのであろう（図12）。

実際，藤原京への遷都後も飛鳥は使われていた。持統9年（695）5月には，飛鳥寺の西の槻の樹広場では，隼人の服属儀礼がおこなわれている(36)。本来ならば，朝堂でおこなわれるべき儀礼である。国家的な祭祀をおこなった場と推定される酒船石遺跡の導水施設も，藤原宮期に改修が加えられ，なお使用されている(37)。飛鳥池遺跡の工房も遷都当初はなお操業を続けていたと推定される(38)。飛鳥京跡苑池遺構の発掘調査でも，その出土木簡から，官衙機能の一部が残されていた可能性が指摘されている(39)。藤原宮にすべての機能が統合されていたわけではないのである。

さらに，王宮の周辺をみると，飛鳥宮にともなって周辺に存在した有力氏族の邸宅は，五条野内垣内遺跡(40)や五条野向イ遺跡(41)，稲淵川西遺跡(42)などにみられるように，藤原京への遷都では廃絶しない。平城遷都ではじめて廃絶する。条坊制の導入が宅地班給にあるとするならば，京内に宅地を移さないのは不可解ともいえる。役人などの集住などの点でも不十分であった。

また，飛鳥寺などの寺院も，天武朝の大官大寺（高市大寺）が，文武朝になって，現在の位置に寺地を移すほかは，藤原京の中に移建されることはない。平城遷都ともに，はじめて移建される。こういった問題も，藤原京が「飛鳥京」と一体で機能していたと考えてはじめて理解できることである。藤原京は，まさに「飛鳥京」に新たに益した「京」であった。

ここまで述べたような藤原京の実態は，従来の藤原京を条坊制都城ととらえる立場からは，十分には説明できないであろう。とくに近年，有力となりつつある藤原京を南北十条，東西十坊ととらえ，中国の古典である『周礼』をモデルにした理念先行型の都城ととらえる立場からは，理解でき

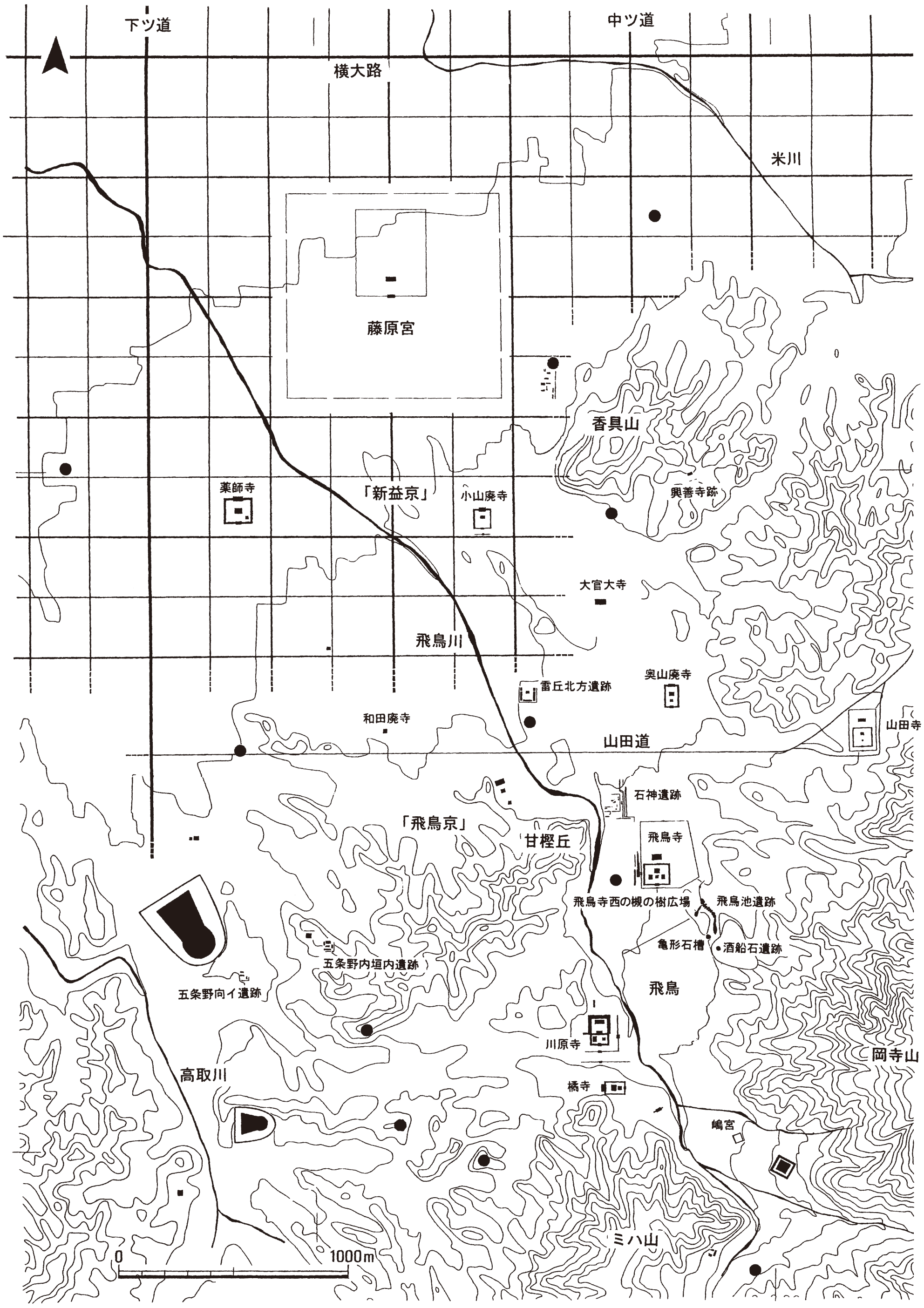


図12　藤原宮期前半の飛鳥・藤原地域

ないことであろう。藤原京も「新益京」の名称の示すとおり，少なくとも大宝律令が制定されるまでは，条坊制都城としては，きわめて不完全なものであったと考える[(43)]。

そして，大宝元年（701）8月，大宝律令が制定・公布される。この段階になって，はじめて飛鳥に分散していた王宮･王都の機能がすべて藤原宮と京に統合され，藤原京は単独で機能する王宮･王都となったと推定する（図13）。

ところで，藤原京の造営は，先にも詳しく述べたように天武5年（676）に「新城」として造営がはじまり，天武13年（684）に藤原宮の位置が決定され，造営が本格化する。

王宮・王都には，その支配システムや政治形態が端的に反映される。すなわち，政治形態や支配システムを地上に見えるかたちで表現したものが，王宮・王都であった。そこで，まず支配のためのシステムである法令（ソフト）がつくられ，それを施行していくための施設（ハード）として王宮・王都が造営されたとみるのが自然である。少なくとも発掘調査で建物などの施設といった，いわばハードしか検出することができない考古学の立場からは，このように考えるのが妥当である。

そうすると，藤原京は，天武末年頃から，その造営が本格化し，持統初年にかけて造営されたと推定されるので，その形態などは，持統3年（689）に班賜された浄御原令に規制された王宮・王都であったとせざるをえない。少なくとも，その造営後である大宝元年（701）に制定・公布された大宝令の支配システム・政治形態を反映した王宮・王都であったとは考えにくい。そうすると，藤原京は，大宝元年の大宝律令の制定・公布にともなって，その造営時とは異なる法令を施行する王宮・王都となったことになる。

浄御原令も大宝律令も，ともに現在には残らない。大宝律令の次に編纂された養老律令（養老2年〈718〉に編纂開始。天平勝宝9年〈757〉施行）も，「律」がその1／3が残る程度で，「令」は残らない。しかし，「令」は平安時代の注釈書である『令義解』や『令集解』によって復原が可能である。そして，大宝令も『令集解』の中に引用された「古記」によって復原することができる[(44)]。

ところで，浄御原令と大宝令とが，どの程度同じで，また違っていたのかということは，十分明らかとはなっていない。浄御原令がまったく残らないからである。ほぼ同じであったという意見[(45)]から，相当の違いがあったという意見まで様々である。浄御原令は，唐令の継受という観点から，それ以前から個別に発布されていた詔などの単行法の集成であって，唐令の条文の選択的・個別的な継受はおこなわれても，篇目としての体系的な継受はおこなわれず，大宝令の編纂において，はじめて体系的な継受がおこなわれたとし，浄御原令と大宝令との間に大きな段階差があり，法の編纂方針に根本的な相違があったとする意見がみられる[(46)]。また，以前からも，出土木簡などの分析から年紀記載の様式が，浄御原令段階と大宝令段階とでは異なり，浄御原令段階では中国南北朝時代や朝鮮半島のものと一致するにもかかわらず，大宝令段階となると，唐と同じ様式となることが指摘されていた[(47)]。浄御原令にも，「京」のかたち，形態を実質的に規定する単行法的な条文があった可能性はあるが，いずれにしても浄御原令と大宝令とでは，かなり大きな変化があったとみるのが妥当ではないだろうか。そうすると，支配システムや政治形態にも何らかの変化があったはずである。

少なくとも，都の支配形態については，藤原京が右京と左京に分かれるのは『続日本紀』大宝2年（702）の「左京大夫」が初見記事である。それまでは「京職」と呼ばれているだけで右京と左

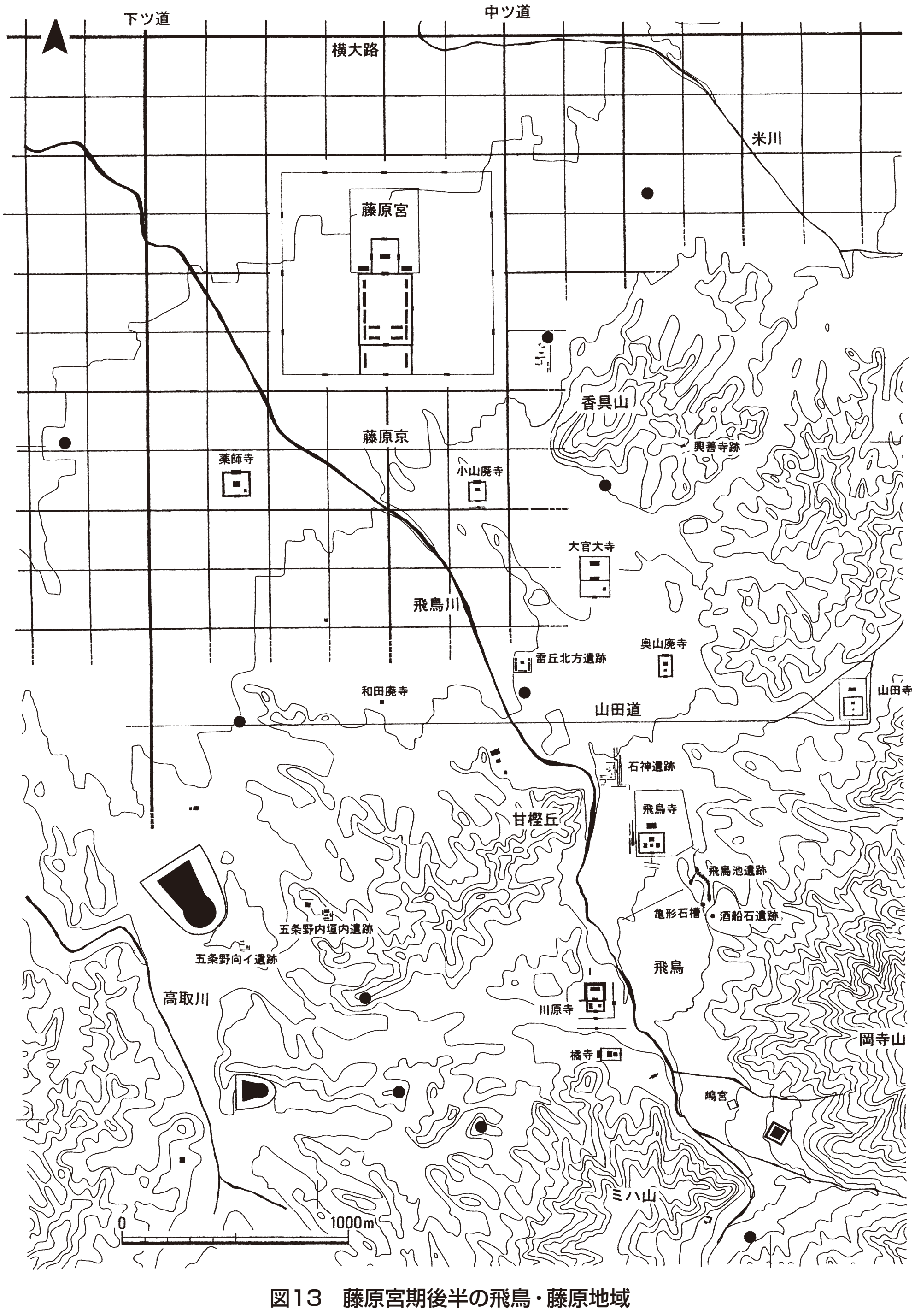


図13　藤原宮期後半の飛鳥・藤原地域

京とには分かれていなかったが[(48)]，この段階から，都の南北中心軸である「朱雀大路」を境に，東を左京，西を右京として，それぞれに「京職」が置かれ管轄されることになった。また，藤原京の東西の市が確認できるのは『帝王編年記』にもとづくと大宝3年（703）であり，これも，左京と右京に分かれたことによる新たな東西の市の設置を意味している[(49)]。少なくとも，都の支配形態は大宝令以降，大きく変わった可能性が高い。

先にも述べたごとく，もともと藤原京は，浄御原令にもとづいて造営された王宮・王都であった。しかし，大宝令の施行にともない支配システムや政治形態に何らかの変化があったとするならば，それまでの藤原京の形態では，その機能が十分に果たせなくなり，何らかの問題が発生した可能性がある。すなわち，大宝令の支配システムや政治形態に規定された王宮・王都のかたちと，実態として存在する藤原京との間に齟齬が発生していた可能性がある。そこで，そういった問題を解消すべく，藤原京には大規模な改作，再整備が加えられることになったのではなかろうか。

このことを具体的に示す考古学的な証拠が，先に詳細に遺構や遺物の年代を検討した四条遺跡をはじめとした条坊施工年代が藤原宮期まで下がる資料があたるのではなかろうか。

四条遺跡では明らかに藤原宮期になってから整地をおこない，四条条間路SF108を造営していた。また，藤原宮期の土坑を埋めて西六坊大路SF101の西側溝SD102を掘削していた。西六坊坊間路（道路2）では，藤原宮期に東西溝（溝9）を埋め立てて条坊を施工していた。土橋遺跡では，藤原宮期になって宅地の造成をおこない，建物を建てていた。おそらく，条坊の施工も一連の行為とみてよい。これらの発掘調査の成果は，先に整理した藤原京と大宝令との関係，ならびにその改作・再整備にかかわる年代と見事に対応している。

このように，わずか5例ではあるが，藤原宮期になって条坊が施工されるのは，大宝令の施行にともなう藤原京の改作，再整備の結果と考えたい。ここで取りあげた5例は，たまたま下層遺構の存在や整地土層が残っていたため，そこから出土した土器によって，その条坊施工が藤原宮期まで遅れるということが確実におさえられた例にすぎず，通常は，遺構の残り具合が悪かったりして，条坊施工された時期をおさえることはきわめて稀である。今後の調査の進展，さらに精査をすれば，その類例が増加する可能性は高い。

ところで，文献史料にも，このような藤原京の改作・再整備を示すかのような記事が残されている。

すなわち，『続日本紀』慶雲元年（704）11月に「始めて藤原宮の地を定む。宅の宮中に入れる百姓一千五百烟に布賜ふこと差有り」という記事がみえる[(50)]。これまでは遷都からすでに10年を経過しているにもかかわらず，藤原宮の位置を決めたということで不可解な記事と様々解釈がなされてきた。この記事こそが，藤原京の改作・再整備を示すものではなかろうか。

ところで，この記事については，これまでも様々な解釈がなされてきた。大宝初年に藤原京が大規模に改作されたことを示すという意見[(51)]や京内整備の未完了を受けて最終的な整備に着手したとする意見[(52)]，藤原京の造営の最終完了を示すものとする意見[(53)]，藤原京の京域の確定，岸俊男説への京域の収斂とする意見[(54)]などである。

ここまで述べてきたことから，この記事についての本稿での解釈はもはや明らかであろう。この段階まで，新たに制定・公布された大宝令にもとづいて，新たな条坊の施工など，藤原京の再整備がおこなわれた。その結果，立ち退きを余儀なくされた百姓に補償をおこなった記事とみるのが適

切と考える。藤原京の改作・再整備を示す記事と解釈する。さきのに紹介した諸説の中では，足立康・大井重二郎説に近い。

このように藤原京は大宝令の制定・公布により，その法令にあわせるべく，大規模な改作がおこなわれた。それを具体的に示すのが，本稿で詳しく分析した最初の条坊施工から20～30年遅れて藤原宮期になって施工された条坊であったと考える。

しかし，すでに現実に存在する藤原京を大宝令にあわせて改作・再整備するにも限界があった。そのため，藤原京は大宝令の支配システム･政治形態にそぐわない王都となったのではなかろうか。王権の権威や権力を象徴的に示す王宮・王都がこのような状態では，国家の地域支配もままならない。そのため，この記事からわずか3年後の慶雲4年（707）2月には平城遷都が政治日程にあがることになる(55)。そういった意味で，先に引用した『続日本紀』の記事は，ある意味で藤原京の造営の打ち切りを宣言するものでもあったとみることもできる。藤原京を大宝律令に合わせて再整備することを断念することを示す記事とも読み替えることができる(56)。

## おわりに

ここまで，発掘調査で明らかとなった藤原京の条坊施工年代をもとに，藤原京の造営過程や，それをめぐるいくつかの問題について検討を加えてきた。

簡単にまとめると，藤原京の条坊施工は飛鳥Ⅲの新段階（670～680年代）まで遡るものがみられた。これは天武5年（676）の天武による「新城」の造営に対応するとみてよく，条坊施工をはじめとして，何らかの土地造成は，この時期にはじまった。

いっぽう，条坊施工の年代を詳細に検討すると，その年代が飛鳥Ⅴ（710年前後）まで下がる例がみられた。わずか5例のみの確認ではあるが，この時期に条坊が施工されたのは事実であり，そのもつ意味は大きい。このことを本稿では単なる藤原京の造営段階の工程差とは理解せず，大宝令の制定・公布にともなう藤原京の改作・再整備の結果とみた。そして，現段階においては，わずか5例だけの確認ではあるが，藤原京において，条坊の施工年代が具体的に判明する例はきわめて少なく，今後，こういった例が増加する可能性を考えた。

『日本書紀』によると，藤原京の造営は複雑な経過を経つつ進められたことがわかる。近年，急速に進展した藤原京の発掘調査の成果もそれを裏づけるもので，その造営過程はきわめて複雑であった。そして，これが，最初の条坊制都城である藤原京の大きな特徴であった。

近年，藤原京については東西10坊，南北10条に京域を復元し，中国の古典である『周礼』に記された理想的な都とする学説(57)が有力であるが，あらためてその造営過程を整理してみると，ほんとうにそのような単純なものであったのかという素朴な疑問が湧く。このような疑問に対しては，マスタープランとしては，このような都であった，理念としてはこのような都で，実際の施工は異なっていたといった反論(58)もあるが，考古学の検出された遺構や出土した遺物をもとにした具体的なものでないので，如何ともしがたい。これからのこの地域の発掘調査の進展と，さらなる資料の蓄積を期待したい。

本稿では，藤原京の条坊施工年代を手がかりに藤原京が大宝令の前後において大きく変化してい

るのではないかということを述べた。このことそのものは，戦前の日本古文化研究所が藤原宮を発掘調査[59]した頃から，すでに唱えられていたものである[60]。また，近年の研究でも，まったく同じではないが，述べられていた[61]。そこで，藤原京の大宝令にもとづく改作・再整備の可能性にかかわって一言だけ述べて本稿を終わりにしたい。

これまでの藤原京の研究，とくにその京域にかかわっての研究は，ほとんどすべてにおいて，大宝令を前提に進められてきたのではないか。本稿でも述べたように藤原京は大宝令よりも前の天武・持統朝に構想され造営された王都であった。大宝令により復元された藤原京を無批判にその造営当初から存在したかのように考えてきたことはなかったであろうか[62]。このことこそが大きな問題であった。このことは，藤原京の条坊復元をおこない画期的な業績をあげられた岸俊男もその晩年の著作において[63]，そのことを述懐されている。藤原京の研究のなかに大宝令による改変という視点を持ち込むことによって，新たな研究の地平が開けてくるのではなかろうか。そして，飛鳥・藤原京から平城京について，新しい歴史像が描けるのではないか。本稿が，そのひとつの問題提起となれば，その意図は達成されたといえる。

## 註

(1)――拙稿「藤原京の条坊施工年代」『古代宮都形成過程の研究』青木書店　2001年。

(2)――西弘海「七世紀の土器の時期区分と型式変化」『土器様式の成立とその背景』真陽社　1986年（初出は1982年）。

(3)――持統が飛鳥浄御原宮から藤原宮に遷居するのは持統8年(694) 12月である。一応，ここでは，この年代を念頭にはおいているが，厳密な意味で藤原宮がいつ頃から機能すべく建物が整備されたのかは明らかでない。すべての建物群なども一斉に整備されたとも思えない。藤原宮の造営のための土地造成も，すべての範囲が一斉になされたのか，ある範囲をかぎって順次整備されていたのかも明らかではない。そういった意味で，この年代も若干の幅をもつものであることを述べておく。

(4)――奈良県立橿原考古学研究所編『四条遺跡』Ⅱ（奈良県立橿原考古学研究所調査報告第106冊）2010年。

(5)――岸俊男「緊急調査と藤原京の復原」『日本古代宮都の研究』岩波書店　1988年（初出は1969年）。

(6)――奈良県立橿原考古学研究所「橿原市四条遺跡発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報』1987年度　1989年。

(7)――拙稿「藤原京関連条坊の意義」『古代宮都形成過程の研究』青木書店　2001年（初出は1993年）。

(8)――ここでの条坊呼称は，註(4)の報告書にしたがい，岸俊男説藤原京をそのまま京外に拡大したものを使う。

(9)――藤原京においては，平城京のような数詞による条坊呼称は認められない。固有地名で呼ばれた。当然のことながら，数詞による道路呼称もない。ここでは，便宜的に岸俊男説藤原京の条坊呼称を道路の呼称にも当てはめて使う。

(10)――奈良県立橿原考古学研究所註(6)前掲論文。

(11)――橿原市教育委員会「土橋遺跡の調査」『かしはらの歴史をさぐる』5（平成8年度埋蔵文化財発掘調査速報展）1997年。

(12)――調査を担当された橿原市教育委員会の竹田政則氏からご教示いただいた。また，これと同じ見解は，川越俊一「藤原京条坊年代考―出土土器から見たその存続期間―」『研究論集』XI（奈良国立文化財研究所学報第60冊）2000年にもある。

(13)――奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査報告』Ⅱ（奈良国立文化財研究所学報第31冊）1978年。奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』12　1982年。

(14)――平城宮もその造営が本格化する和銅元年(708) 年12月から，完成するまでには，かなりの年月を要したことが明らかとなっている。中央区の朝堂の完成は天平年間まで下がると言われているし，宮の周囲の大垣にいたっては，神亀5年(728)以降まで完成が遅れる。平城宮の造営がこのような様相であるから，平城京の造営がいつまでかかったのかは定かではない。いずれにしても，相当の年数がかかったことはまちがいない。そうすると，ここで述べる藤原京の条坊施工年代にみられる

20～30年という年代幅も微妙な年代差となることは否定できない。

(15)——拙稿「条坊制導入期の古代宮都」『古代宮都形成過程の研究』青木書店　2001年（初出は1999年)。

(16)——『日本書紀』天武5年是歳条。『日本書紀』の読み下し文の引用は，日本古典文学大系新装版『日本書紀』岩波書店　1993年に拠る。以下の引用も，とくに断らないかぎり同じ。

(17)——橋本義則「『藤原京』造営試考—『藤原京』造営史料とその京号に関する再検討—」『研究論集』XI（奈良国立文化財研究所学報第60冊）2000年。

(18)——奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』6・7　1976・1977年。

(19)——奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』24・26　1994・1996年。

(20)——奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報』2000－Ⅱ　2000年，奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要2008』　2008年。

(21)——奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』8　1978年。なお，藤原宮大極殿南門，ならびに朝堂北東隅で確認した二つの時期の先行条坊(四条大路)と溝SD1901Aとの新旧関係は残念ながら発掘調査では明らかとなっていない。新しい方の先行条坊にともなうとみられる南北方向の先行条坊SF1920(朱雀大路）とそれに交差する先行条坊SF1731(四条条間路）と南北溝SD1901Aとの関係をもとにこのように考えた。

(22)——奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』8　1978年。

(23)——寺崎保広『藤原京の形成』(日本史リブレット6)山川出版社　2002年。

(24)——小澤毅「藤原京の造営と京域をめぐる諸問題」『日本古代宮都構造の研究』青木書店　2003年。

(25)——西本昌弘「天武紀の新城と藤原京」『日本古代の王宮と儀礼』塙書房　2008年（初出は1990年)，西本昌弘「天武十一年新城設定説再論」『日本古代の王宮と儀礼』塙書房　2008年。

(26)——橋本註(17)前掲論文。

(27)——『日本書紀』天武11年3月甲午条。

(28)——『日本書紀』天武13年3月辛卯条。

(29)——藤原宮の位置は，天武5年(676)の「新城」の造営開始の段階で，すでに決まっていたとする意見が強い。王宮の位置を決めず王都の造営は考え難いとする。小澤毅「古代都市『藤原京』の成立」『日本古代宮都構造の研究』青木書店　2003年(初出は1997年)。しかし，『日本書紀』の記事を素直に読む限り，この段階で，はじめて王宮の位置が決定されたとみるのが自然である。

(30)——『続日本紀』での藤原宮の大極殿の初見は文武2年(698)，朝堂の初見は大宝元年(701)である。遷都してすぐには藤原宮には大極殿，朝堂は存在しなかった。また，いつから造営がはじまったのかを限定する資料もない。このことから考えると，その造営開始は南北溝SD1901Aの埋土から飛鳥Ⅳという，木簡が示す年代よりもわずかに新しく位置づけられる土器が出土することから，若干遅れる可能性があるのかもしれない。

(31)——『日本書紀』持統6年1月戊寅条。

(32)——橋本註(17)前掲論文。

(33)——拙著『飛鳥の宮と藤原京—よみがえる古代王宮—』(歴史文化ライブラリー249）2008年，拙稿「『飛鳥京』と藤原京—東アジアの中の飛鳥—」『飛鳥宮と東アジアの都城』(第27回奈良県立橿原考古学研究所公開講演会）2008年。

(34)——『続日本紀』文武2年(698)1月壬戌条。『続日本紀』大宝元年(701)1月庚寅条。

(35)——奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要2004』2004年，市大樹「藤原宮の構造･展開と木簡」『飛鳥藤原京木簡の研究』塙書房　2010年。

(36)——『日本書紀』持統5年5月丁卯条。

(37)——明日香村教育委員会『酒船石遺跡発掘調査報告書』(明日香村文化財調査報告書第4集）2006年。

(38)——木簡の検討から，藤原遷都にともなって工房は操業を停止したという意見（市大樹「木簡からみた飛鳥池工房」『飛鳥藤原木簡の研究』塙書房　2010年）もあるが，概報で公表されている工房にともなう土坑や炭層から出土している土器は飛鳥Ⅳ・Ⅴとみて問題ないので，少なくとも，藤原宮期の前半は操業していたとみてよい（奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報』1999－Ⅱ・2000－Ⅱ　1999・2000年)。

(39)——奈良県立橿原考古学研究所『飛鳥京跡苑池遺構調査概報』学生社　2002年。

(40)——竹田正則「五条野内垣内遺跡の調査」『かしはらの歴史をさぐる』8　2001年。

(41)——露口真広「五条野向イ遺跡（植山古墳他）の調査」『かしはらの歴史をさぐる』6　1999年。

(42)——奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』7　1977年。

(43)——拙稿註(33)前掲論文。

(44)——丸山裕美子「律令法の継受」『大化改新と古代国家誕生』(別冊歴史読本11）2008年。

(45)――坂本太郎「飛鳥浄御原律令考」『律令制度』（坂本太郎著作集7）吉川弘文館　1993年。

(46)――大隅清陽「大宝律令の歴史的位相」『日唐律令比較研究の新段階』山川出版社　2008年，大隅清陽「これからの律令制研究―その課題と展望―」『九州史学』154　2010年。

(47)――岸俊男「木簡と大宝令」『日本古代文物の研究』塙書房　1988年（初出は1980年）。

(48)――足立康「藤原京の右京・左京」『大和志』2－3　1936年。

(49)――足立康「藤原京拡張説」『史蹟名勝天然記念物』11－7　1936年。

(50)――『続日本紀』慶雲元年11月壬寅条。『続日本紀』の読み下し文の引用は，新日本古典文学大系『続日本紀』一にもとづく。以下，とくに断らない場合は同じ。

(51)――足立註(49)前掲論文，大井重二郎『上代の帝都』1944年。

(52)――新日本古典文学大系『続日本紀』一　補注3－49（早川庄八執筆）。

(53)――瀧浪貞子「歴代遷宮論―藤原宮以降における―」『日本古代宮廷社会の研究』思文閣出版　1991年（初出は1979年），橋本註(17)前掲論文。

(54)――仁藤敦史「倭京から藤原京へ―律令国家と都城制―」『古代王権と都城』吉川弘文館　1998年（初出は1992年），山中章「古代都市の構造と機能」『考古学研究』45－2　1998年，山中章「古代宮都成立期の都市性」『都市社会史』（新大系日本史6）山川出版社　2001年。

(55)――平城遷都の理由として，実態として藤原京と，大宝令との乖離をそのひとつとしてあげたい。近年，平城遷都については，大宝の遣唐使の見聞を重視した外的な要因を考える意見（井上和人「古代都城建設の実像―藤原京と平城京の史的意義を問う―」『日本古代都城制の研究―藤原京・平城京の史的意義―』吉川弘文館　2008年）が有力であるが，そのことは，もちろん私も否定しない。ただ，それだけをあまりにも重視する意見にはしたがえない。遷都という王権の移動の問題を「大唐帝国」の脅威だけで考えるのは，いかがなものかと思う。

(56)――かつて，私は註(7)前掲論文によって，四条遺跡で条坊施工が遅れるということが確認された事実を受けて，藤原京がある段階，おそらく大宝令の段階に拡張された可能性を考えた。藤原京拡張説として紹介されることが多いが，ここまで，本稿で述べてきたとおり，拡張とは若干，意味合いが異なるではないかという批判は覚悟のうえで，改作・再整備と，註(7)前掲論文の拡張を読み替えたい。改作・再整備の中には，部分的な拡張も含まれると考えたい。

(57)――小澤註(29)前掲論文。

(58)――小澤註(24)前掲論文。

(59)――日本古文化研究所『藤原宮阯伝説地高殿の調査』1・2（日本古文化研究所報告2・11）1936・1941年。

(60)――足立註(49)前掲論文，大井註(51)前掲論文。

(61)――仁藤註(54)前掲論文，山中註(54)前掲論文。

(62)――とくに藤原京を東西10坊，南北10条に復元する学説は，大宝令の条文をそのまま無批判に根拠としている。大宝令と浄御原令とがどのような関係であったかは明らかではない。藤原京のかたち，形態を規定した単行法的な条文があり，そこに東西10坊，南北10条となる規定した条文があった可能性は残るが，いずれにしても，これまでの検証方法については，その手続きに問題があることは否めない。また，浄御原令段階の王都についても，近年の唐令の継受についての研究（大隅註(46)前掲論文）にもとづくと，この段階は，いまだ南北朝時代から隋にかけての律令制を朝鮮半島の新羅を経由して導入している段階であり，実際，その政治システムなども共通点がみられるという（李成市「新羅文武・神文王代の集権政策と骨品制」『日本史研究』500　2004年）。こういった中で王都だけが，なぜ中国の古典である『周礼』にモデルを求めることになったのかは十分な説明がなされているとはいえない。この段階における新羅の王京の様相を考えると，日本において東西10坊，南北10条の整然とした王都が存在したとは考えがたい。このような王都は唐の最新の政治システムを継受しはじめた大宝令以降に出現すると考えるのが自然ではないかと思う。また，朝鮮半島の新羅の影響も考慮する必要があるのではないか。さらに，近年の唐令の継受にかかわる研究では，律令国家の形成過程についても，根本的に見直す必要が説かれている。そういった中で飛鳥から藤原京，平城京の形成をどのように考えていくのかということは，今後，あらためて考えていかなくてはならない問題であると思う。

(63)――岸俊男「日本都城制総論」『都城の生態』（日本の古代9）1987年。

**挿図出典**

図1～7　奈良県立橿原考古学研究所編『四条遺跡』Ⅱ（奈良県立橿原考古学研究所調査報告第106冊）2010年。
図8　拙稿「藤原京関連条坊の意義」『古代宮都形成過程の研究』青木書店　2001年。
図9～11　拙稿「藤原京の条坊施工年代」『古代宮都形成過程の研究』青木書店　2001年。
図12・13　拙稿「大宝律令と平城遷都」『平城遷都』（第28回　奈良県立橿原考古学研究所公開講演会）2009年。

（国立歴史民俗博物館研究部）

（2010年5月20日受付，2010年7月27日審査終了）

Bulletin of the National Museum of Japanese History
Vol.160 December 2010

# Reexamination of the Year of the Construction of Jobo of Fujiwara-kyo

HAYASHIBE Hitoshi

Fujiwara-kyo was the capital city that introduced the first Jobo system in Japan. Its construction process was complicated according to the description of “Nihon Shoki (The Chronicles of Japan)” and the recent excavation findings. This article analyzes when Jobo was constructed to create the foundation of the Jobo system.

Analysis of the result revealed that there is a range of 20 to 30 years in the construction of Jobo. There is no doubt that the earliest construction of Jobo indicates the start of the construction of Fujiwara-kyo. On the other hand, the late construction of Jobo would be the result of the renovation and the redevelopment of Fujiwara-kyo when the Taiho Code was enacted and promulgated.

The conventional studies of Fujiwara-kyo have been conducted on the premise of the existence of the Taiho Code, and this article suggests that the premise should be reexamined.

Keywords: Fujiwara-kyo, capital city with Jobo system, construction of Jobo, “Aramashi-no-miyako”, Taiho Code